

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、少子高齢化が進行する中での社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割がかつてなく増大するとともに、大規模災害への備え等政策課題が山積しております。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られるなかで、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

このような中、先般閣議決定された「骨太方針 2019」においては、引き続き 2025 年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支黒字化をめざすとし、地方一般財源総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた一方で、地方財政については、国の取り組みと基調を合わせ歳出改革等の加速・拡大に取り組むとされております。

2020 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出いたします。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財源需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と、人材を確保するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に行うこと。
- 3 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を行うこと。
同時に、各種税制の廃止または減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。
- 4 2020 年度に施行される会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要となる地方公共団体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。

5 地方交付税の「トップランナー方式」の検討に際しては、地方行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コストになじまないことに十分留意すること。

6 地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別な対策ではなく、法定率の引き上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。

7 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。